

さいたま市若年がん患者ターミナルケアに係る
在宅療養生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することにより、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援事業)

第2条 前条第1項の目的を達成するため、次条に規定する補助対象者に第4条に規定する補助対象経費の一部を補助するさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業（以下「支援事業」という。）を実施する。

(補助対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) さいたま市内に在住し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 20歳以上40歳未満の者（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の者を含む。）
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない者

(補助対象経費)

第4条 支援事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助）及び訪問入浴介護の各サービス並びに福祉用具貸与及び福祉用具購入（以下「サービス等」という。）に要する経費とする。

なお、福祉用具の種類については別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、サービス等の

利用を開始する日の前までに、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、申請書提出後1箇月以内まで提出することができるものとする。

- 2 利用者は、申請書内で支援事業に係る一切の手続きを民法第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定に関わらず、支援事業に係る手続きを委任されているものとする。
- 3 利用者死亡時に受任者が指定されていない場合、利用者死亡の時点を持って支援事業に係る手続きは行えないものとする。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書及び意見書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（意見書作成料の請求）

第7条 医師による意見書の作成に際し発生した料金については、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書（様式第7号）により請求することができ、上限額は4千円とする。ただし、支援事業の利用が却下された場合は、請求者の全額自費とする。

- 2 市長は、意見書作成料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合には、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書（決定及び確定・却下）（様式第8号）により請求者に通知するものとする。
- 3 意見書作成料の請求を行う利用者は、利用決定通知日の属する年度の末日までに請求しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第8条 市長は、必要と認める場合には、第6条の規定により支援事業の利用が決定した者（以下「利用決定者」という。）について、医師の意見を求めることができる。

（変更又は廃止の届出義務）

第9条 利用決定者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当

したときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第3条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

（変更又は廃止の決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）決定（却下）通知書（様式第5号）により利用決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、利用決定者からの届出なくして前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したことを把握した場合は、その事由が発生した日に遡り変更（廃止）することができる。

（利用の取消又は中止）

第11条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を取消又は中止することができる。

- (1) 疾病等により在宅療養の継続が困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき

- 2 市長は、前項の取消又は中止をしたときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6号）により、利用決定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第12条 市長は、第4条に掲げる補助対象経費の100分の90に相当する額を補助するものとする。なお、100分の90に相当する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、利用者が生活保護受給世帯の場合にあっては、100分の100に相当する額を補助するものとする。

- 2 前項の補助対象経費の上限額は、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具貸与を合わせて1人当たり1月8万円とする。また、福祉用具購入については1人当たり10万円とする。

（サービス等提供事業者への依頼）

第13条 利用者等は、第4条に掲げる補助対象経費に係るサービス等を自ら提供す

る事業者へ直接依頼するものとする。

(利用料の請求、支払及び期限)

第14条 利用者は、補助対象経費のうち、自己負担分を除いた金額をさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第7号)に月単位で記載し、領収書を添えて、市長に請求するものとする。ただし、請求は月単位又は一定期間分をまとめて行うことができる。

2 市長は、利用料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に金額を通知し補助金を支払うものとする。なお、交付決定の通知はさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書(決定及び確定・却下)(様式第8号)により請求者に通知するものとする。

3 同条第1項の規定による請求は、サービスを利用した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、虚偽の申込、申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(初年度における申請期間の特例)

2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間に利用開始した場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年10月31日まで申請書の提出を受け付ける。

別表（第4条関係）

福祉用具貸与項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）。
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

別表（第4条関係）

福祉用具購入項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 入浴用椅子 (2) 浴槽用手すり (3) 浴槽内椅子 (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。） (5) 浴室内すのこ (6) 浴槽内すのこ (7) 入浴用介助ベルト
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。